

25 日 獣 発 第 289 号

平成 26 年 2 月 3 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

飼料の公定規格の一部改正について

このことについて、平成 26 年 1 月 15 日付け 25 消安第 4639 号をもって、農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、農林水産省告示第 64 号（飼料の公定規格の一部を改正する件）が平成 26 年 1 月 15 日に公布され、昭和 51 年 7 月 24 日農林省告示第 756 号（飼料の公定規格）の一部が別添のとおり改正された旨、各都道府県知事宛てに通知したので、内容を了知の上、本会会員に周知の徹底を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



25消安第4639号

平成26年1月15日

公益社団法人 日本獣医師会会長

農林水産省消費・安全局長



飼料の公定規格の一部改正について

このことについて、別紙のとおり通知したので、御了知の上、貴会会員等に対する周知徹底につき御協力を御願いたします。



写

25消安第4639号
平成26年1月15日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料の公定規格の一部改正について

農林水産省告示第64号（飼料の公定規格の一部を改正する件。以下「改正告示」という。）が平成26年1月15日に公布され、昭和51年7月24日農林省告示第756号（飼料の公定規格。以下「公定規格」という。）の一部が別添1のとおり改正されたので、貴庁に備え置いて縦覧に供されたい。なお、改正内容は下記のとおりであるので御了知願います。

記

1 暫定値について

大麦しょうちゅうかす、小麦ジスチラーズグレイン、精白米・小麦ジスチラーズグレイン、精白米・小麦・黒糖液ジスチラーズグレイン、植物油ケン化物、飼料用酵母（パン酵母）、大豆油さい及びなたね油さいの栄養価が、公定規格の備考の3に規定する可消化養分総量等の計算方法の別表第3に暫定的に定められた。なお、これらの一般成分等については、別添2のとおりであるので参照されたい。

2 改正に伴う留意事項

- (1) 改正告示は公布の日から施行することとされた。ただし、なたね油さいの項の改正規定（鶏用配合飼料に係る部分に限る。）は、配合設計及び表示等の見直し期間を考慮し、公布日から起算して6月を経過した日から施行することとされた。
- (2) 改正告示による改正後のなたね油さい（鶏用配合飼料に用いられるものに限る。）を原料として（1）のただし書に規定する施行日前に製造され、輸入され又は販売された鶏用配合飼料の飼料品質表示基準（昭和51年7月24日農林省告示第760号）別表に規定する代謝エネルギー値の表示については、改正後のなたね油さいの値を用いて算出した値を、同基準に基づく表示とみなして、同表の規定を適用することができることとされた。

○飼料の公定規格（昭和51年7月24日農林省告示第756号）備考の3の別表第3の一部改正

（下線部分は改正による変更部分）

改 正 後										
別表第3 可消化養分総量及び代謝エネルギー										
原料名	畜種	栄養価(原物中)			消化率				代謝率	備考
		DM (%)	TDN (%)	ME (Kcal/kg)	粗たん白	粗脂肪	可溶性無物	粗繊維		
【略】										
2. そうこう類 (めか類又は製造かす類であって、でん粉製造の際に得られる副産物又は発酵工業副産物をいう。)										
大 麦 しょうちゅうかす	鶏豚牛	92.7	69.4	—	52	57	82	54	—	固液分離し、固形分を乾燥したものであること。
大 麦 しょうちゅうかす	鶏豚牛	40.0	34.2	—	80	68	95	75	—	固液分離し、液分を減圧下で加熱濃縮したものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
【略】										
小麦ジステラーズ グレイン	鶏豚牛	93.0	72.4	—	83	81	73	55	—	小麦を原料とした燃料用アルコールの副産物であって、乾燥したものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
【略】										
精白米・小麦 ジステラーズグレイン	鶏豚牛	94.2	68.4	—	68	70	82	61	—	精白米と小麦をおおむね5:1で混合し、燃料用アルコールとして発酵蒸留した副産物を乾燥したものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
精白米・小麦 ジステラーズグレイン	鶏豚牛	94.1	70.1	—	72	75	78	49	—	精白米と小麦をおおむね2:1の割合で混合し、燃料用アルコールとして発酵蒸留した副産物を乾燥したものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
精白米・小麦・黒糖液 ジステラーズグレイン	鶏豚牛	93.3	66.6	—	62	66	73	68	—	精白米、小麦及び黒糖液をおおむね2:1:1の割合で混合し、燃料用アルコールとして発酵蒸留した副産物を乾燥したものであること。栄養価は、暫定的に定めたものである。
【略】										

現 行										
別表第3 可消化養分総量及び代謝エネルギー										
原料名	畜種	栄養価(原物中)			消化率				代謝率	備考
		DM (%)	TDN (%)	ME (Kcal/kg)	粗たん白	粗脂肪	可溶性無物	粗繊維		
【略】										
2. そうこう類 (めか類又は製造かす類であって、でん粉製造の際に得られる副産物又は発酵工業副産物をいう。)										
大 麦 しょうちゅうかす	鶏豚牛	92.7	69.4	—	52	57	82	54	—	固液分離し、固形分を乾燥したものであること。
【略】										
小麦ジステラーズ グレイン	鶏豚牛	84.9	65.2	—	86	80	56	37	—	小麦を原料とした燃料用アルコールの副産物であって、乾燥したものであること。
【略】										
精白米・小麦 ジステラーズグレイン	鶏豚牛	94.2	68.4	—	68	70	82	61	—	精白米と小麦をおおむね5:1で混合し、燃料用アルコールとして発酵蒸留した副産物を乾燥したものであること。栄養価は、暫定的に定められたものである。
【略】										
【略】										

5. その他											
【略】											
植物油ケン化物	鶏豚牛	— 87.8 87.8	— 120.9 150.3	—	—	—	—	—	—	—	水酸化カルシウムでア マニ油を50%以上含む 植物油をケン化したも のであること。栄養価 は、暫定的に定めたも のである。
	鶏豚牛	— 87.8 87.8	— 120.9 150.3	—	—	—	—	—	—	—	水酸化カルシウムでア マニ油を50%以上含む 植物油をケン化したも のであること。栄養価 は、暫定的に定めたも のである。
【略】											
飼料用酵母 (パン酵母)	鶏豚牛	94.5 94.5 94.5	— 76.8 78.9	2,690	75	60	70	0	57.4		
	鶏豚牛	94.5 94.5 94.5	— 76.8 78.9	—	89	44	85	0	—		
飼料用酵母 (パン酵母)	鶏豚牛	— — 93.9	— — 83.2	—	—	—	—	—	—	—	サッカロマイセス・セ ルピシエを麹菌で培養 後、微粒化したもので あり、粗脂肪含量がお おむね0.5%のものであ ること。栄養価は、暫 定的に定めたものであ る。
	鶏豚牛	— — 93.9	— — 83.2	—	—	—	—	—	—	—	サッカロマイセス・セ ルピシエを麹菌で培養 後、微粒化したもので あり、粗脂肪含量がお おむね0.5%のものであ ること。栄養価は、暫 定的に定めたものであ る。
【略】											
大豆胚芽	鶏豚牛	91.7 — —	— — —	2,940	82	89	53	10	59.5		加熱処理したもの。
	鶏豚牛	— — —	— — —	—	—	—	—	—	—		加熱処理したもの。
大豆油さい	鶏豚牛	84.5 — —	— — —	5,350	—	—	—	—	86.0		大豆油の製造工程で発 生するアルカリ性油さ いを中和したものであ ること。栄養価は、暫 定的に定めたものであ る。
	鶏豚牛	— — —	— — —	—	—	—	—	—	—		大豆油の製造工程で発 生するアルカリ性油さ いを中和したものであ ること。栄養価は、暫 定的に定めたものであ る。
【略】											
なたね油さい	鶏豚牛	87.2 87.2 —	— 133.9 —	6,080	—	—	—	—	93.2		なたね油の製造工程で 発生するアルカリ性油 さいを中和したもので あること。栄養価は、 暫定的に定めたもので ある。
	鶏豚牛	— — —	— — —	—	75	88	20	0	—		なたね油の製造工程で 発生するアルカリ性油 さいを中和したもので あること。栄養価は、 暫定的に定めたもので ある。
【略】											

5. その他											
【略】											
植物油ケン化物	鶏豚牛	— — 87.8	— — 150.3	—	—	—	—	—	—	—	水酸化カルシウムでア マニ油を50%以上含む 植物油をケン化したも のであること。栄養価 は、暫定的に定めたも のである。
	鶏豚牛	— — 87.8	— — 150.3	—	—	—	—	—	—	—	水酸化カルシウムでア マニ油を50%以上含む 植物油をケン化したも のであること。栄養価 は、暫定的に定めたも のである。
【略】											
飼料用酵母 (パン酵母)	鶏豚牛	94.5 94.5 94.5	— 76.8 78.9	2,690	75	60	70	0	57.4		
	鶏豚牛	94.5 94.5 94.5	— 76.8 78.9	—	89	44	85	0	—		
【略】											
大豆胚芽	鶏豚牛	91.7 — —	— — —	2,940	82	89	53	10	59.5		加熱処理したもの。
	鶏豚牛	— — —	— — —	—	—	—	—	—	—		加熱処理したもの。
なたね油さい	鶏豚牛	90.4 — —	— — —	6,860	—	—	—	—	93.2		なたね油の製造工程で 発生するアルカリ性油 さいを中和したもので あること。
	鶏豚牛	— — —	— — —	—	—	—	—	—	—		なたね油の製造工程で 発生するアルカリ性油 さいを中和したもので あること。
【略】											

別添2

暫定値

原料名	組成(原物中)						消化率及び栄養価												備考	
	水分	粗たん白質	粗脂肪	NFE	粗繊維	粗灰分	鶏		豚					牛						
							代謝率	ME (Kcal/kg)	粗たん白質	粗脂肪	NFE	粗繊維	TDN	粗たん白質	粗脂肪	NFE	粗繊維	TDN		
(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)		
そうこう類(ぬか類又は製造かす類であって、でん粉製造の際に得られる副産物又は発酵工業副産物をいう。)																				
大麦しょうちゆうかす	60.0 (4.5)	15.0 (1.5)	1.3 (0.6)	21.2 (3.1)	0.3 (0.2)	2.2 (0.5)	-	-	-	-	-	-	-	-	80	66	95	75	34.2	固液分離し、液分を減圧下で加熱濃縮したものであること。
小麦ジステラーズグレイン	7.0 (0.9)	34.5 (1.2)	4.6 (0.3)	41.1 (1.6)	9.7 (0.4)	3.1 (0.2)	-	-	-	-	-	-	-	-	83	81	73	55	72.4	小麦を原料とした燃料用アルコールの副産物であって、乾燥したものであること。
精白米・小麦ジステラーズグレイン	5.9 (0.4)	48.3 (1.2)	4.5 (0.4)	31.8 (0.7)	6.0 (0.6)	3.5 (0.4)	-	-	-	-	-	-	-	-	72	75	78	49	70.1	精白米と小麦をおおむね2:1の割合で混合し、燃料用アルコールとして発酵蒸留した副産物を乾燥したものであること。
精白米・小麦・黒糖液ジステラーズグレイン	6.7 (0.3)	53.7 (1.2)	5.7 (0.3)	25.5 (1.4)	5.4 (0.4)	3.0 (0.2)	-	-	-	-	-	-	-	-	62	86	73	68	66.6	精白米、小麦及び黒糖液をおおむね2:1:1の割合で混合し、燃料用アルコールとして発酵蒸留した副産物を乾燥したものであること。
その他																				
植物油ケン化物	12.2 (1.1)	0.0	72.6 (1.6)	0.8 (1.0)	0.0	15.0 (0.7)	-	-	-	74	-	-	120.9	-	-	-	-	-	-	水酸化カルシウムでアマニ油を50%以上含む植物油をケン化したものであること。
飼料用酵母(パン酵母)	6.1 (0.1)	45.0 (0.7)	0.4 (0.1)	43.1 (0.6)	0.2 (0.1)	5.2 (0.2)	-	-	-	-	-	-	-	92	0	97	0	83.2	サッカロマイセス・セルビシエを糖蜜で培養後、微粒化したものであり、粗脂肪含量がおおむね0.5%のものであること。	
大豆油さい	15.5 (3.5)	0.6 (0.2)	64.6 (5.9)	3.4 (1.6)	0.0 (0.0)	15.9 (3.0)	86.0	5,350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大豆油の製造工程で発生するアルカリ性油さいを中和したものであること。
なたね油さい	12.8 (3.0)	0.6 (0.1)	67.0 (2.6)	4.1 (0.5)	0.0	15.5 (1.1)	93.2	6,080	75	88	20	0	133.9	-	-	-	-	-	-	なたね油の精製工程で発生するアルカリ性油さいを中和したものであること。

注：()内は標準偏差値